◎議　長（菅　野　修　一　議員）

皆さん、おはようございます。これより、令和７年12月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第１号によって進めます。

まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番　安井一義議員、11番　菅野喜昭議員、12番　和田哲議員、以上の３名を指名いたします。

次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。星川議会運営委員長。

〔議会運営委員長　星川　薫　議員　登壇〕

◎議会運営委員長（星　川　　薫　議員）

おはようございます。議会運営委員会の審査の結果について、ご報告申し上げます。去る11月14日、招集告示になりました、今定例会に係る議会運営委員会を、11月18日午前10時から、市役所会議室において開催し、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のタブレットに掲載しております会期日程表のとおり、本日から12月９日までの12日間とすることに意見の一致をみた次第であります。何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から12月９日までの12日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から12月９日までの12日間とすることに決しました。

なお、会期中における諸会議の予定につきましては、皆様方のタブレットに掲載しております会期日程表のとおりでありますのでご了承願います。

次に、日程第３、諸般の報告でありますが、事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◎事務局長（菅　原　幸　雄　君）

諸般の報告をいたします。

初めに監査委員より議長あてに、地方自治法第235条の２第３項の規定により、10月、11月に実施しました例月出納検査の結果報告について、及び同法第199条第９項の規定により定例監査の結果報告について、それぞれ報告がありましたので、その写しをタブレットに掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、９月定例会以降、今定例会までの市議会事務処理状況につきまして、議会事務処理報告書に記載のとおりでありますのでご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

以上で諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第４、議第47号「令和７年度　尾花沢市一般会計補正予算（第７号）」から、日程第13、議第56号「和解について」までの10案件を一括上程いたします。

この際、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　結城　裕　君　登壇〕

◎市　長（結　城　　裕　君）

皆さんおはようございます。提案理由の説明に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、本市の市政発展のため、日夜ご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝申し上げます。

さて、９月29日にＡＩデマンドまちなか交通のらっしゃいの出発式を執り行い、10月１日より実証運行を開始いたしました。県内初の取り組みであり、市民の皆さんの移動手段を、より便利に、より快適にするための新しい交通サービスでありますので、多くの市民の皆さまにご利用いただきたいと考えております。

10月29日には、尾花沢市立尾花沢小学校新設工事安全祈願祭が行われました。この安全祈願祭が、子どもたちの輝かしい未来をひらく素晴らしい第一歩となり、安全・安心な環境でのびのびと学び、夢を育む教育の拠点となることを目指してまいります。

一段と寒さが厳しくなってまいりましたが、今年度も、市民の皆様の除雪作業の負担が少しでも軽減されるよう、きめ細やかな除雪体制をより一層強化してまいりますので、市道除排雪作業へのご理解と雪下ろし等の安全対策について、市民の皆様をはじめ、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案しました予算議案の概要についてご説明申し上げます。議第47号「令和７年度尾花沢市一般会計補正予算（第７号）」についてです

が、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ２億4,890万円を追加し、予算の総額を190億86万9,000円とするものです。

歳出の主なものについては、決算見込みに基づく人件費、各公共施設等の除排雪・雪下し委託料、子ども・子育て支援給付事業、簡易水道事業会計負担金、高温少雨対策事業費補助金、畑地化促進事業、社会資本整備総合交付金事業などを追加するものです。

歳入については、個人市民税、子どものための教育・保育給付交付金、社会資本整備総合交付金（道路）、子どものための教育・保育給付費負担金、農業用水確保緊急対策事業費補助金、園芸作物等高温対策緊急支援事業費補助金、畑地化促進事業費補助金、市債の社会資本整備総合交付金事業（補正予算債）などを追加し、地方交付税、繰越金により予算を調製するものです。

第２表「債務負担行為補正」については、市営路線バス運行業務委託のほか、２件を追加するものです。

第３表「地方債補正」については、社会資本整備総合交付金事業（補正予算債）を追加するものです。

議第48号「令和７年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」についてですが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,473万2,000円を追加し、予算の総額を19億1,119万8,000円とし、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ943万2,000円を追加し、予算の総額を４億1,797万9,000円とするものです。

事業勘定の歳出については、国民健康保険保険給付費等交付金返還金などを追加し、歳入については、繰越金などにより予算を調製するものです。

中央診療所施設勘定の歳出については、人件費、一般管理費などを追加し、歳入については、生産性向上・職場環境整備等補助金、地域で活躍する医師確保促進事業費補助金を追加し、一般会計繰入金により予算を調製するものです。

第２表「債務負担行為」については、窓口業務、外来クラーク等業務委託について債務負担行為を設定するものです。

議第49号「令和７年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第２号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ268万4,000円を追加し、予算の総額を19億9,240万3,000円とするものです。

歳出については、人件費、一般管理費などを追加し、歳入については、介護保険料、介護保険事業費補助金を追加し、一般会計繰入金により予算を調製するものです。

議第50号「令和７年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,062万6,000円を追加し、予算の総額を３億775万6,000円とするものです。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金などを追加し、歳入については、後期高齢者医療保険料、繰越金などを追加して予算を調製するものです。

議第51号「令和７年度尾花沢市簡易水道事業会計補正予算（第２号）」についてですが、既決の収益的収入及び支出の予定額の総額に、それぞれ1,500万円を追加し、予定額の総額を２億4,740万3,000円とするものです。

支出については、人件費、修繕費を追加し、収入については、一般会計負担金により予算を調製するものです。

議第52号「令和７年度尾花沢市農業集落排水事業会計補正予算（第１号）」についてですが、既決の資本的収入及び支出の予定額の総額に、それぞれ590万円を追加し、予定額の総額を5,985万円とするものです。

支出については、工事請負費を追加し、収入については、企業債、一般会計負担金により予算を調製するものです。

次に、一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第53号「尾花沢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、中央診療所における医師確保の体制整備を図るため、提案するものです。

議第54号「尾花沢市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、おもだか保育園を廃止するため提案するものです。

議第55号「尾花沢市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、国の火災予防条例（例）の改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものです。

議第56号「和解について」ですが、損害賠償請求事件について、東京地方裁判所が提示する和解金額での和解に応じるため、地方自治法第96条第１項第12号の規定により提案するものです。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要でありますが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げ、

説明を終わります。

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　続いて、議案の審議を行います。お諮りいたします。日程第14、議第56号「和解について」の１案件の審議については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　ご異議なしと認めます。よって、本案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

　日程第14、議第56号「和解について」を議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　質疑もないようでありますので、終結いたします。

　次に、討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

　これより、議第56号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議　長（菅　野　修　一　議員）

　ご異議なしと認めます。よって、議第56号は、原案のとおり決しました。

　次に、請願の上程及び付託であります。

　日程第15、令和７年請願第３号「ペット用火葬施設の設置を求める請願」を上程いたします。

　ただ今、上程いたしました請願１件につきましては、タブレットに掲載しております、請願・陳情文書表のとおり、産業厚生常任委員会に付託いたします。

　以上で、本日の会議の日程は、全部終了いたしました。これにて散会いたします。大変、ご苦労さまでした。

散　会　　午前10時19分